

5 文科開第 1 1 2 6 号  
令和 5 年 1 2 月 1 1 日

原子力規制委員会 殿

文 部 科 学 大 臣  
盛 山 正 仁  
(公印省略)

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構新型転換炉原型炉ふげん新型  
転換炉原型炉施設原子炉設置変更許可に関する意見の聴取について  
(回答)

令和 5 年 1 1 月 2 9 日付け原規規発第 2311291 号で意見の聴取があった標記につ  
いては、異存はありません。

原規規発第2311291号  
令和5年11月29日

文部科学大臣 殿

原子力規制委員会  
(公印省略)

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構新型転換炉原型炉ふげん  
新型転換炉原型炉施設原子炉設置変更許可に関する意見の聴取につ  
いて

上記の件について、令和5年7月28日付け令05原機(ふ)113(令和5年11月16日付け令05原機(ふ)257をもって一部補正)をもって、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 理事長 小口 正範から、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和32年法律第166号)第43条の3の8第1項の規定に基づき、別添のとおり申請があり、審査の結果、別紙のとおり同法第43条の3の8第2項において準用する同法第43条の3の6第1項各号のいずれにも適合していると認められるので、同法第71条第1項の規定に基づき、貴職の意見を求める。

(別紙)

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構新型転換炉原型炉ふげん  
新型転換炉原型炉施設原子炉設置変更許可申請書の核原料物質、核  
燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に規定する許可の基準への  
適合について

令和5年7月28日付け令05原機(ふ)113(令和5年11月16日付  
け令05原機(ふ)257をもって一部補正)をもって、国立研究開発法人日  
本原子力研究開発機構 理事長 小口 正範から、核原料物質、核燃料物質及  
び原子炉の規制に関する法律(昭和32年法律第166号。以下「法」という。  
)第43条の3の8第1項の規定に基づき提出された新型転換炉原型炉施設原  
子炉設置変更許可申請書に対する法第43条の3の8第2項において準用する  
法第43条の3の6第1項各号に規定する許可の基準への適合については以下  
のとおりである。

1. 法第43条の3の6第1項第1号

本件申請については、

- ・既に廃止措置中であり、運転停止に関する恒久的な措置がとられており、原子炉は運転されないこと
- ・使用済燃料については、国内又は我が国と原子力の平和利用に関する協力のための協定を締結している国の再処理事業者において全量再処理を行うという方針に変更はないこと
- ・国外において再処理を行う場合、再処理により回収されるプルトニウムは、我が国と原子力の平和利用に関する協力のための協定を締結している国の許可を有する原子力事業者により平和利用の目的のみに譲り渡すことから、発電用原子炉が平和の目的以外に利用されるおそれがないものと認められる。

2. 法第43条の3の6第1項第2号から第5号

本件申請については、使用済燃料の処分の方法に係る事項以外を変更するものではなく、法第43条の3の6第1項第2号から第5号に規定する許可の基準に係る事項に変更はない。